

介護サービス利用の費用について (サービスを利用したときには費用の1割または2割を負担します)

ケアプランにもとづいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者を支払うのは、原則としてかかった費用の1割です。

ただし、一定以上の所得のある方は、2割負担です。

※一定所得(本人の前年中の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額が単身で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上)

介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分(要支援1・2、要介護1～5)に応じて上限(支給限度基準額)が決められています。

この上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

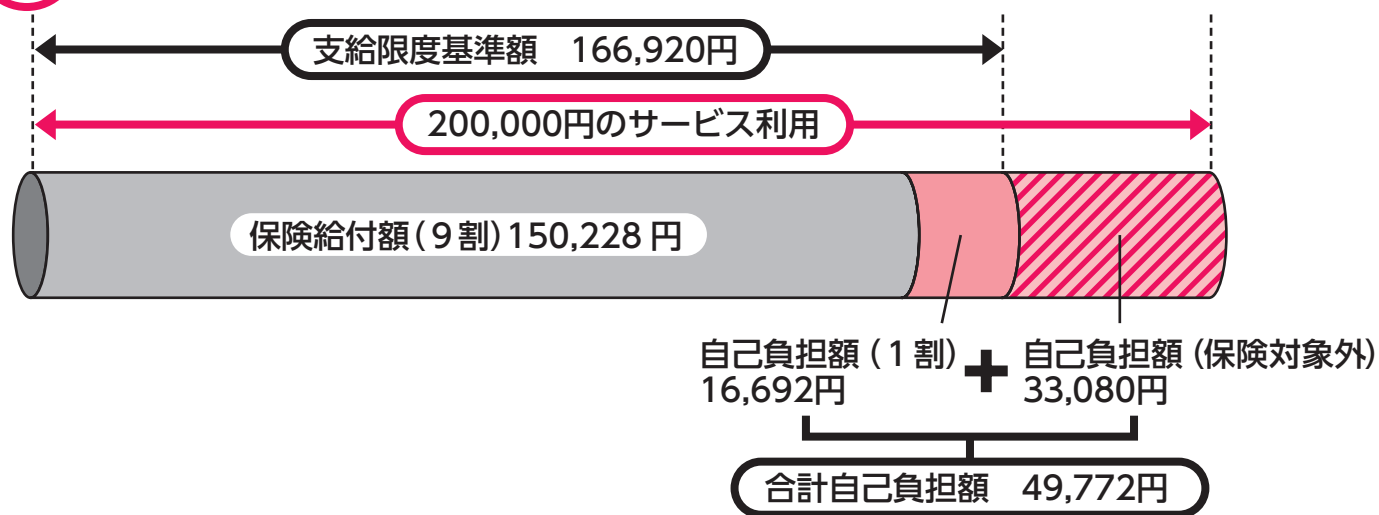
在宅(居宅)サービス費の1カ月の支給限度基準額



おもな居宅サービスの支給限度基準額

要介護状態区分	1カ月の支給限度基準額
基本チェックリストによる事業対象者	50,030円
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

例 要介護1(支給限度基準額166,920円)で1割負担の人が、200,000円のサービスを利用した場合



介護保険で利用できるサービス

在宅(居宅)サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。

1 訪問サービス

※利用者負担は原則としてサービス費用の1割または2割です。これに、介護職員の処遇を改善するための加算などがあります。

訪問を受けて利用する

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助(介護タクシー)も利用できます。 ●サービス費用のめやす 身体介護(30分以上1時間未満) 3,880円(1回につき) 生活援助(20分以上45分未満) 1,830円(1回につき) ※早朝、夜間、深夜などは加算あり 通院のための乗車または降車の介助 970円(1回につき) ※移送にかかる費用は別途自己負担	総合事業の介護予防・生活支援サービス事業へ移行P27参照。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	介護士と看護師が自宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。 ●サービス費用のめやす 12,340円(1回につき)	自宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに、訪問による入浴介護が提供されます。 ●サービス費用のめやす 8,340円(1回につき)
訪問看護 介護予防訪問看護 ※早朝や夜間、深夜に20分未満の短時間訪問が新設されました。	疾患等を抱えている人について、看護師が自宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。 ●サービス費用のめやす 訪問看護ステーションから(30分未満) 4,630円(1回につき) 病院又は診療所から(30分未満) 3,920円(1回につき)	疾患等を抱えている人について、看護師が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。 ●サービス費用のめやす 訪問看護ステーションから(30分未満) 4,630円(1回につき) 病院又は診療所から(30分未満) 3,920円(1回につき)
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。 ●サービス費用のめやす 3,020円(1回につき) 1回20分以上 1週6回限度	自宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。 ●サービス費用のめやす 3,020円(1回につき) 1回20分以上 1週6回限度
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。 ●サービス費用のめやす 医師または歯科医師による指導 5,030円(1回につき) ※介護保険を利用できる回数1カ月に2回まで	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが自宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。 ●サービス費用のめやす 医師または歯科医師による指導 5,030円(1回につき) ※介護保険を利用できる回数1カ月に2回まで

2 通所サービス

※利用者負担は原則としてサービス費用の1割または2割です。これに、介護職員の処遇を改善するための加算などがあります。

日帰りで施設を利用する

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
通所介護 (デイサービス)	<p>通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。</p> <p>●サービス費用のめやす 別に食費が自己負担になります。 通常規模の事業所の場合 (7時間以上9時間未満)※送迎を含む</p> <p>要介護1～5 6,560円～11,440円</p> <p>療養通所介護 (難病やがん末期の要介護者を対象)</p> <p>6時間以上 8時間未満 15,110円</p>	<p>総合事業の介護予防・生活支援サービス事業へ移行P27参照。</p>
通所リハビリテーション(デイケア) 介護予防通所 リハビリテーション	<p>老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。</p> <p>●サービス費用のめやす 別に食費が自己負担になります。 (6時間以上8時間未満)※送迎を含む</p> <p>要介護1～5 7,260円～13,210円</p>	<p>老人保健施設や医療機関等で、共通サービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。</p> <p>●サービス費用のめやす(月単位の定額) 別に食費が自己負担になります。 (共通サービス)※送迎、入浴を含む</p> <p>要支援1 1カ月 18,120円 要支援2 1カ月 37,150円</p> <p>(選択的サービス)</p> <p>運動器機能向上 1カ月 2,250円 栄養改善 1カ月 1,500円 口腔機能向上 1カ月 1,500円</p>

3 短期入所サービス

※利用者負担は原則としてサービス費用の1割または2割です。これに、介護職員の処遇を改善するための加算などがあります。

施設に短期間入所する

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
短期入所生活/ 療養介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所 生活/療養介護	<p>福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>●サービス費用のめやす 別に居住費、食費が自己負担になります。 短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合</p> <p>5,990円～8,660円 (1日につき)</p> <p>短期入所療養介護 介護老人保健施設(多床室)の場合</p> <p>8,230円～11,140円 (1日につき)</p> <p>特定短期入所療養介護 (難病やがん末期の要介護者が利用した場合)</p> <p>12,570円 (6時間以上8時間未満)</p>	<p>福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>●サービス費用のめやす 別に居住費、食費が自己負担になります。 介護予防短期入所生活介護 介護老人福祉施設(併設型・多床室)の場合</p> <p>要支援1 4,380円(1日につき) 要支援2 5,390円(1日につき)</p> <p>介護予防短期入所療養介護 介護老人保健施設(多床室)の場合</p> <p>要支援1 6,080～6,520円 (1日につき) 要支援2 7,620～8,070円 (1日につき)</p>

4 その他のサービス

在宅に近い暮らしをする

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
特定施設入居者 生活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護	<p>介護保険施設として認められた有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。</p> <p>●サービス費用のめやす</p> <p>5,330円～7,980円 (1日につき)</p>	<p>介護保険施設として認められた有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。</p> <p>●サービス費用のめやす</p> <p>要支援1 1,790円(1日につき) 要支援2 3,080円(1日につき)</p>

在宅(居宅)での暮らしを支える

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり(工事をとまなわないもの) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト(つり具を除く) ・自動排泄処理装置 ●サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。	福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。 ・手すり(工事をとまなわないもの) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ ●サービス費用のめやす 実際に貸与に要した費用に応じて異なります。
	■要支援1・2および要介護1の人には、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置は原則として保険給付の対象となりません。	
特定福祉用具販売(福祉用具購入費の支給) 特定介護予防福祉用具販売	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します(支給限度基準額は同一年度で10万円)。 ・腰掛け便座 ・入浴補助用具 ・特殊尿器 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具	入浴や排泄などに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を販売し、その購入費を支給します(支給限度基準額は同一年度で10万円)。 ・腰掛け便座 ・入浴補助用具 ・特殊尿器 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具
	■指定を受けた「特定福祉用具販売事業所」から購入した場合に限ります。 ■支払方法は、「償還払い」と「受領委任払い」の二つの方法があります。ただし、受領委任払いは、市と契約した事業所から購入するに限られ、購入する前に事前の審査が必要です。 ※「償還払い」⇒事業者(購入業者又は施行業者)に全額支払った後に、9割または8割分が本人に支給されます。 ※「受領委任払い」⇒事業者(購入業者又は施行業者)に1割または2割分を支払い、9割または8割分は市から事業者を支払われます。給付対象が確実でない場合(介護認定申請中の方や病院に入院中の方など)は、受領委任払いはできません。	
住宅改修費支給 介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、費用を支給します(支給限度基準額は1人20万円)。 ■改修費の支給を受けるためには、工事の前に申請が必要になります。 申請は、担当のケアマネジャー又は、地域包括支援センターに相談してから行ってください。 ■支払方法は、「償還払い」と「受領委任払い」の二つの方法があります。ただし、受領委任払いは、市と契約した事業所で工事する場合に限られます。	介護予防に役立つ手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、費用を支給します(支給限度基準額は1人20万円)。 ■改修費の支給を受けるためには、工事の前に申請が必要になります。 申請は、担当のケアマネジャー又は、地域包括支援センターに相談してから行ってください。 ■支払方法は、「償還払い」と「受領委任払い」の二つの方法があります。ただし、受領委任払いは、市と契約した事業所で工事する場合に限られます。

●地域密着型サービス

※サービスの種類の項で下段に細字で示されているものは、要支援1・2の人が利用できるサービスの名称です。
 ※原則として他の市区町村のサービスは利用できません。

住み慣れた地域での生活を支援

※利用者負担は原則としてサービス費用の1割または2割です。これに、介護職員の処遇を改善するための加算などがあります。

サービスの種類	要介護1～5の人	要支援1・2の人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行います。 ●サービス費用のめやす(1カ月につき) 要介護1～要介護5 56,580円～293,990円	※要支援1・2の人は利用できません。
地域密着型通所介護	定員が18名以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。 ●サービス費用のめやす(7時間以上9時間未満)※送迎を含む 要介護1～要介護5 7,350円～12,810円 療養通所介護(難病やがん末期の要介護者を対象) 15,110円 (6時間以上8時間未満)	※総合事業の介護予防・生活支援サービス事業になります。P27参照
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。 ●サービス費用のめやす(1日につき) 単独型の場合 要介護1～要介護5 9,850円～14,140円 (7～9時間のサービス提供)	介護予防を目的として認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。 ●サービス費用のめやす(1日につき) 単独型の場合 要支援1・要支援2 8,520円・9,520円 (7～9時間のサービス提供)
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。 ●サービス費用のめやす(1カ月につき) 要介護1～要介護5 103,200円～268,490円	介護予防を目的として通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供します。 ●サービス費用のめやす(1カ月につき) 要支援1・要支援2 34,030円・68,770円
認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援2の人のみ	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。 ●サービス費用のめやす(1日につき) 1ユニットの場合 要介護1～要介護5 7,590円～8,520円	介護予防を目的として認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。 ●サービス費用のめやす(1日につき) 1ユニットの場合 要支援2 7,550円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※新規入所は原則要介護3～5の人のみ	定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。 ●サービス費用のめやす(1日につき) ユニット型個室の場合 要介護1～5 6,250円～8,940円	※要支援1・2の人は利用できません
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できる事業所が行うサービスです。 ●サービス費用のめやす(1カ月につき) 要介護1～要介護5 123,410円～311,410円	※要支援1・2の人は利用できません。

●施設サービス

※要介護1～5の人が利用できます(要支援1・2の人は利用できません)。

施設に入所する

※利用者負担は原則としてサービス費用の1割または2割です。これに、介護職員の処遇を改善するための加算などがあります。

サービスの種類	要介護1～5の人		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。 ただし、新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象となります。 ●サービス費用のめやす ※別に居住費、食費が自己負担になります。		
	従来型個室の場合 5,470円～8,140円 (1日につき)	多床室の場合 5,470円～8,140円 (1日につき)	ユニット型個室・ ユニット型準個室 6,250円～8,940円 (1日につき)
介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。 ●サービス費用のめやす ※別に居住費、食費が自己負担になります。		
	従来型個室の場合 6,950円～9,770円(1日につき)	多床室の場合 7,680円～10,590円(1日につき)	
介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。 ●サービス費用のめやす(1日につき) ※別に居住費、食費が自己負担になります。		
	従来型個室の場合 6,410円～11,980円(1日につき)	多床室の場合 7,450円～13,070円(1日につき)	

●施設サービスの居住費等の負担限度額

低所得の人の施設利用(短期入所を含む)が困難とならないように、申請により居住費(滞在費)や食費の自己負担が軽減されます。

■基準費用額

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額(1日当たり)

利用者負担は施設と利用者間で契約により決められていますが、めやすとなる額は次のとおりです。

●食費：1,380円

●居住費：ユニット型個室 1,970円、ユニット型準個室 1,640円、
従来型個室 1,640円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は、1,150円)
多床室 370円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は、840円)

■負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税であって年金収入額※+合計所得金額の合計額が80万円以下の人 ※課税年金及び非課税年金(遺族年金・障害年金等)の合計額になります。	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税であって利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合、預貯金等が一定額(単身1,000万円、夫婦2,000万円)を超える場合は対象となりません。

特別養護老人ホームに入所した場合の利用料の目安

介護サービス費用の1割または2割分(利用者負担額)と食費、居住費を合わせた1カ月(31日)の利用料は、下表の通りです。

その他、加算や理美容代、日用品代、医療費等が別途かかります。

正確な利用料は直接施設にお問い合わせください。

●多床室(相部屋)に入所した場合

(単位:円)

利用者負担段階		要介護度					
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用料の合計	一般世帯	1割	86,769	88,970	91,202	93,403	95,542
		2割	104,718	109,120	113,584	117,986	122,264
	第3段階 第1・2段階以外の人	1割	49,569	51,770	54,002	56,203	58,342
		2割	67,518	71,920	76,384	80,786	85,064
	第2段階 年金の収入額と所得金額の合計が年間80万円以下の人	1割	41,509	43,710	45,942	48,143	50,282
		2割	59,458	63,860	68,324	72,726	77,004
第1段階 老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	1割	27,249	29,450	31,682	33,883	36,022	
	2割	45,198	49,600	54,064	58,466	62,744	

●従来型個室に入所した場合

(単位:円)

利用者負担段階		要介護度					
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用料の合計	一般世帯	1割	96,379	98,580	100,812	103,013	105,152
		2割	114,328	118,730	123,194	127,596	131,874
	第3段階 第1・2段階以外の人	1割	63,519	65,720	67,952	70,153	72,292
		2割	81,468	85,870	90,334	94,736	99,014
	第2段階 年金の収入額と所得金額の合計が年間80万円以下の人	1割	43,059	45,260	47,492	49,693	51,832
		2割	61,008	65,410	69,874	74,276	78,554
第1段階 老齢福祉年金受給者	1割	37,169	39,370	41,602	43,803	45,942	
	2割	55,118	59,520	63,984	68,386	72,664	

●ユニット型個室に入所した場合

(単位:円)

利用者負担段階		要介護度					
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
利用料の合計	一般世帯	1割	124,372	126,542	128,867	131,037	133,207
		2割	144,894	149,234	153,884	158,224	162,564
	第3段階 第1・2段階以外の人	1割	81,282	83,452	85,777	87,947	90,117
		2割	101,804	106,144	110,794	115,134	119,474
	第2段階 年金の収入額と所得金額の合計が年間80万円以下の人	1割	58,032	60,202	62,527	64,697	66,867
		2割	78,554	82,894	87,544	91,884	96,224
第1段階 老齢福祉年金受給者	1割	55,242	57,412	59,737	61,907	64,077	
	2割	75,764	80,104	84,754	89,094	93,434	